

# 学校安心ルール

大阪市立敷津小学校

## ＜基本的な考え方＞

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけること伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会（学校）」をめざしています。
- 第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

対応段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な約束こと		・うそをつかない	・ルールを守る	・人に親切にする	・勉強する
第1段階	・授業時間におくれる ・授業中に無断で席を離れる、歩き回る ・授業中に床にねそべる	・からかう、ひやかす ・無視する ・物をかってに使う	・指導を素直に聞かない ・指導を無視する ・からかう、ひやかす	・物を大切にしない ・自分の机等に落書きする ・学校の物をかってに使う	・その場で注意 ・場合によっては家庭連絡 ・個別指導 ・自己を振り返る活動
第2段階	・授業のじやまをする ・授業に関係のない話をする ・授業をさぼり校内でたむろする	・仲間はずれにする ・悪口、かけ口を言う ・こわがるようなことをしたり言ったりする	・指導に対して反抗する ・挑発的な態度をとる ・バカにしたようなことを言う	・学校の物をこわす ・夜中に出歩き徘徊する ・カードやゲーム等で賭けごとをする	・その場で注意 ・家庭連絡 ・複数の教職員による個別指導 ・数日間の自己を振り返る活動
第3段階	・授業をさぼり校外に出る  ・第1・2段階を繰り返す	・いやがることを無理やりさせる ・暴力をふるう（プロレス技をかけるなども） ・物を故意にこわしたり、すてたりする ・第1・2段階を繰り返す	・指導に対して激しく反抗する ・脅すようなことをしたり言ったりする ・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう ・第1・2段階を繰り返す	・万引きや窃盗、バイクの無免許運転・飲酒・喫煙など法律に違反する  ・第1・2段階を繰り返す	・家庭連絡 ・一定期間の別室における個別指導及び学習指導 ・関係諸機関（警察・こども相談センター）と連携し、学校内で指導を行う。 ・状況によっては個別指導教室を活用した指導
	第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為（窃盗や傷害・恐喝行為など）については、学校は警察・教育委員会と連携し、対応について協議する。なお、器物破損に関しては、故意でなくとも、原則、弁償（保護者負担）とする。例えば、上靴を蹴飛ばしたらガラスが割れた等。				

※ この「学校安心ルール」（大阪市立敷津小学校）の内容は、教育振興基本計画に示している学校の安心・安全のためのスタンダードモデルです。

※ 学校は児童ひとりひとりの状況、その行為に至る背景等も十分にふまえ、対応について判断します。

※ 「学校等が行うことができる対応」については、あくまでも例示であり、学校の判断で対応することができます。

※ 学校外（放課後・週末・長期休業中）の出来事に関しては、原則、保護者の管理監督責任とし、学校の関与の限界を前提とします。

※ 「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室であり、経験豊富な元校長先生等がいっそう丁寧な立ち直り支援を行う場所です。